

令和 6 年 5 月 21 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 1 4 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁 [redacted] 警察署
[redacted]

1 私は、警視庁公安部外事第一課 (以下「外事一課」といいます。) で勤務していた当時、平成 29 年 10 月頃から平成 31 年 3 月頃までの間、本件の国家賠償請求訴訟 (以下「本件訴訟」といいます。) を提起した大川原化工機株式会社 (以下「一審原告会社」といいます。) に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に当たり、有識者からの聴取や一審原告会社社員の取調べ等の捜査に従事する中で、[redacted] 大学の [redacted] 客員教授 (以下「[redacted] 教授」といいます。) から聴取を行いました。

本件訴訟において、[redacted] 教授は、私が [redacted] 教授から聴いた内容をまとめた平成 29 年 12 月 26 日付け聴取結果報告書 (以下「本件報告書」といいます。) について、ご自身が述べた内容が反映されていない旨陳述されているとのことですので、当時の聴取状況等についてお話しします。

2 当時、外事一課では、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (以下「本件省令」といいます。) 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に、一審原告会社製の噴霧乾燥器 (R L - 5 型という型式。以下「R L - 5 型」といいます。) が該当するかについての捜査を行っていました。

その捜査の一環として、私は、外事一課の [redacted] 巡查部長 (以下「[redacted] 巡查部長」といいます。) とともに、日本薬局方の改正に伴う調査員として従事していた経験がある [redacted] 教授から聴取を行うよう指示があり、具体的には、昭和 62 年 11 月 6 日付け輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号「輸出貿易管理令の運用について」 (以下「運用通達」といいます。) における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈である「物理的手法 (例えば、蒸気の使用) あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を

破壊することができるものをいう。」という文言等について、 教授の見解を聴取することになりました。

3 私と 巡査部長は、平成29年10月23日と同年12月19日の2回にわたって、 教授から聴取を行っていますが、運用通達の解釈に関する見解について詳細に聴取したのは同年12月19日です。

私は、同年12月7日、当日聴きたい事項を簡記したメールをあらかじめ送信しておき、当日（12月19日）の聴取は、主に私が質問をし、 教授がこれに回答するという形で行われました。この際、 教授に対しては、CISTECが発行した輸出管理品目ガイダンス（以下「ガイダンス」といいます。）に記載されていた噴霧乾燥器を示しながら噴霧乾燥器の構造や性能について詳しく説明し、本件省令や運用通達を示しながら聴取をしておりますので、 教授におかれては、それらを理解した上で説明していただいたものと認識しています。

また、当時、外事一課においては、RL-5型が「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるかどうか」についての実験を行う方針でしたので、私は、「潜在的な微生物」という用語の意義についての 教授の見解を尋ねました。これに対し、 教授は、「潜在的な微生物」については、そこに特定されている菌やそこにいる菌が分からないもしくはそこに菌がいるか分からないという可能性を意味しており、「特定の菌や不特定多数の菌」を指していると説明した上、日本薬局方における「消毒」の定義である「病原菌など、有害な微生物を除去、死滅、無害化すること」と、運用通達における「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」は同じ意味であり、装置の中の特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌の感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化することであると説明しました。

このようにして私と 巡査部長は 教授から見解について聴取し、その内容をとりまとめて作成したものが、同日付けで私が作成したメモ（以下「本件メモ」といいます。）と本件報告書であり、これらに実際に聴取してもいないことを記載した事実は一切ありません。

本件訴訟において、 教授は、当該聴取の際、私たちからオーストラリア・グループ（以下「AG」といいます。）の原文を示されることがない旨陳述していると聞きましたが、私は、間違いなく 教授に対し、ガイダンスに記載されているAGの原文を示しています。

なお、上記の「当日聴きたい事項」についてのメールの中でも、私は、「外為法は、

国際レジームでの取り決めに国内法に反映させるのですが、これに対応すると思われる英文では『Disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment』となっています。」とAGの原文の一部を記載しており、実際の聴取の場でもAGの原文を示しながら聴取を行うことは当然といえます。

■■■■教授は聴取内容を報告書にすることを聞いていなかった旨も陳述していると聞きましたが、■■■■教授には聴取内容に基づいた報告書を作成する旨の説明を確実にお伝えしています。その根拠として、■■■■教授から聴取した翌日（12月20日）、■■■■教授から受信したメールには、「それでは報告書のとりまとめ段階で、不明な点が出てきましたら、またお声をかけて下さい。」とありますので確実にお伝えしたと断言できます。

- 4 以上が、私が■■■■教授から聴取した状況であり、本件メモ及び本件報告書は当時聴取した内容を記載したものであることに間違いありません。